

省庁再編後の原子力行政体制について

- 内閣府に置かれた原子力委員会及び原子力安全委員会を中心に、各々の行政官署がその役割を分担。
 ○エネルギーとしての利用に関する原子力行政は経済産業省が所管。
 ○科学技術に関する原子力行政、放射線障害の防止、平和利用の確保のための規制などは文部科学省が所管。

